

証券コード 4199
2025年11月12日
(電子提供措置の開始日 2025年11月5日)

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目23番18号
ワンダープラネット株式会社
代表取締役社長CEO 常 川 友 樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年11月26日(水曜日)午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://wonderpla.net/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただく場合には、「銘柄名(会社名)」に「ワンダープラネット」又は「コード」に当社証券コード「4199」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時30分
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第13期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項
2. 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権  
を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を  
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）  
午後5時到着分まで



株主総会に  
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

日 時

2025年11月27日（木曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h2 style="text-align: center;">議決権行使書</h2> <p style="text-align: center;">株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 ○○○ 株主 氏名 ○○○○○○</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">××××年 ×月××日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">○○○○○○○</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">8</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 5%;">11</td> <td style="width: 5%;">12</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">14</td> <td style="width: 5%;">15</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">17</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">20</td> <td style="width: 5%;">21</td> <td style="width: 5%;">22</td> <td style="width: 5%;">23</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">25</td> <td style="width: 5%;">26</td> <td style="width: 5%;">27</td> <td style="width: 5%;">28</td> <td style="width: 5%;">29</td> <td style="width: 5%;">30</td> <td style="width: 5%;">31</td> <td style="width: 5%;">32</td> <td style="width: 5%;">33</td> <td style="width: 5%;">34</td> <td style="width: 5%;">35</td> <td style="width: 5%;">36</td> <td style="width: 5%;">37</td> <td style="width: 5%;">38</td> <td style="width: 5%;">39</td> <td style="width: 5%;">40</td> <td style="width: 5%;">41</td> <td style="width: 5%;">42</td> <td style="width: 5%;">43</td> <td style="width: 5%;">44</td> <td style="width: 5%;">45</td> <td style="width: 5%;">46</td> <td style="width: 5%;">47</td> <td style="width: 5%;">48</td> <td style="width: 5%;">49</td> <td style="width: 5%;">50</td> <td style="width: 5%;">51</td> <td style="width: 5%;">52</td> <td style="width: 5%;">53</td> <td style="width: 5%;">54</td> <td style="width: 5%;">55</td> <td style="width: 5%;">56</td> <td style="width: 5%;">57</td> <td style="width: 5%;">58</td> <td style="width: 5%;">59</td> <td style="width: 5%;">60</td> <td style="width: 5%;">61</td> <td style="width: 5%;">62</td> <td style="width: 5%;">63</td> <td style="width: 5%;">64</td> <td style="width: 5%;">65</td> <td style="width: 5%;">66</td> <td style="width: 5%;">67</td> <td style="width: 5%;">68</td> <td style="width: 5%;">69</td> <td style="width: 5%;">70</td> <td style="width: 5%;">71</td> <td style="width: 5%;">72</td> <td style="width: 5%;">73</td> <td style="width: 5%;">74</td> <td style="width: 5%;">75</td> <td style="width: 5%;">76</td> <td style="width: 5%;">77</td> <td style="width: 5%;">78</td> <td style="width: 5%;">79</td> <td style="width: 5%;">80</td> <td style="width: 5%;">81</td> <td style="width: 5%;">82</td> <td style="width: 5%;">83</td> <td style="width: 5%;">84</td> <td style="width: 5%;">85</td> <td style="width: 5%;">86</td> <td style="width: 5%;">87</td> <td style="width: 5%;">88</td> <td style="width: 5%;">89</td> <td style="width: 5%;">90</td> <td style="width: 5%;">91</td> <td style="width: 5%;">92</td> <td style="width: 5%;">93</td> <td style="width: 5%;">94</td> <td style="width: 5%;">95</td> <td style="width: 5%;">96</td> <td style="width: 5%;">97</td> <td style="width: 5%;">98</td> <td style="width: 5%;">99</td> <td style="width: 5%;">100</td> </tr> <tr> <td colspan="100" style="height: 150px;"></td> </tr> </table> | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98  | 99 | 100 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p style="text-align: center;">議決権行使書</p> <p style="text-align: center;">株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 ○○○ 株主 氏名 ○○○○○○</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">××××年 ×月××日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">○○○○○○○</p> |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合
- 反対する場合

≫ 「賛」の欄に○印

≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

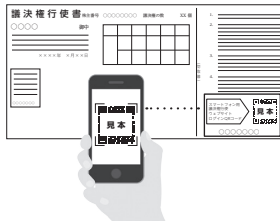
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

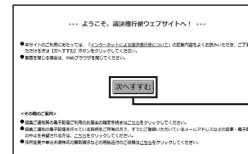
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

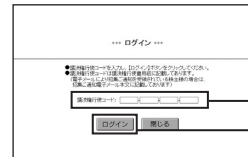
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

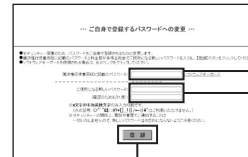
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役1名選任の件

当社の更なる事業拡大と企業価値向上を目的とした経営基盤の一層の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

よしつぐ ひろたか

吉嗣 浩隆

(1978年6月16日生)

新任

社外

独立

#### 所有する当社の株式数

－株

#### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年 4月 株式会社NTTドコモ入社  
2009年 7月 Admob株式会社入社  
2010年 5月 グーグル株式会社(現グーグル合同会社)入社  
2015年 8月 Google LLC入社  
2023年 5月 グーグル合同会社入社  
2025年 7月 Auxia Japan株式会社代表取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

Auxia Japan株式会社代表取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉嗣浩隆氏は、略歴のとおりNTTドコモやGoogleで20年以上にわたりプラットフォームエコシステムの構築に従事してきた豊富な経験と当社事業への深い理解、また国内外の幅広いアプリ提供事業会社の経営陣との繋がりを有しており、これらの実績・経験から、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉嗣浩隆氏は社外取締役候補者であります。
3. 吉嗣浩隆氏が社外取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。吉嗣浩隆氏が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 吉嗣浩隆氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## (ご参考) スキルマトリクス

第1号議案が承認されたのちの取締役及び監査役の当社が特に期待する分野は、以下のとおりであります。

| 氏 名    | 役 職            | 企業経営 | モバイルゲーム事業 |            |                   | 人事労務・<br>育成 | 財務・<br>会計 | 法務・<br>リスク<br>マネジメント |
|--------|----------------|------|-----------|------------|-------------------|-------------|-----------|----------------------|
|        |                |      | 新規開発      | タイトル<br>運営 | グローバル・<br>マーケティング |             |           |                      |
| 常川 友樹  | 代表取締役<br>社長CEO | ●    | ●         | ●          |                   | ●           |           |                      |
| 佐藤 彰紀  | 取締役COO<br>兼CFO | ●    |           | ●          |                   | ●           | ●         | ●                    |
| 石川 篤   | 取締役会長          | ●    |           |            | ●                 | ●           | ●         |                      |
| 和田 洋一  | 取締役<br>社外 独立   | ●    | ●         |            |                   | ●           |           |                      |
| 手嶋 浩己  | 取締役<br>社外 独立   | ●    |           |            | ●                 |             | ●         |                      |
| 吉嗣 浩隆  | 取締役<br>社外 独立   | ●    |           |            | ●                 |             |           |                      |
| 竹島 由美子 | 監査役            |      |           |            |                   | ●           | ●         | ●                    |
| 吉島 彰宏  | 監査役<br>社外 独立   |      |           |            |                   |             | ●         |                      |
| 岡田 淳   | 監査役<br>社外      |      |           |            |                   |             |           | ●                    |

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定を得ております。

また、監査役会が監査法人FRIQを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できるとともに独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2025年9月30日現在)

|     |          |                                 |      |
|-----|----------|---------------------------------|------|
| 名 称 | 監査法人FRIQ |                                 |      |
| 事務所 | 主たる事務所   | 東京都千代田区神田紺屋町15番地                |      |
|     | その他の事務所  | 仙台オフィス、大阪オフィス、福岡オフィス            |      |
| 沿 革 | 2021年1月  | 監査法人FRIQ設立                      |      |
|     | 2021年7月  | 準登録事務所名簿への登録                    |      |
|     | 2023年1月  | 上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録            |      |
|     | 2023年4月  | 改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録事務所 |      |
|     | 2024年8月  | 上場会社等監査人名簿への登録                  |      |
| 概 要 | 出資金      | 18,500千円                        |      |
|     | 構成人員     | パートナー                           | 11名  |
|     |          | 公認会計士                           | 78名  |
|     |          | その他                             | 28名  |
|     |          | 合計                              | 117名 |
|     | 監査関与法人   | 63社                             |      |

## 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、継続的な株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。ストック・オプションの額及び内容は、当該目的に資するものであり、相当と考えております。なお、当社は取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めておりますが、本議案が承認された場合には、本議案の内容に沿うよう当該方針を変更する予定であります。

### 2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### （1）ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2016年11月29日開催の第4期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。なお、2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、事後交付型業績連動型株式報酬にかかる報酬枠についてご承認いただきましたが、2024年11月の当社取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を変更し、事後交付型業績連動型株式報酬の支給を取りやめております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、継続的な株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかるストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、本議案の対象となる当社の取締役は、社外取締役を除く3名となります。

## (2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### ①新株予約権の数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、520個とする。

### ②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である普通株式の数の上限は52,000株とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### ③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予

約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後4年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### ⑦新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(iii)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(iv)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得に関する事項

(i)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(ii)新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

# 事業報告 (2024年9月1日から2025年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組んでいます。当社が開発を担当している「ジャンプ+ジャンブルラッシュ」は、2025年9月24日に配信が開始され、開発中であるもう1本の有力IPタイトルは、2025年10月3日に株式会社ブシロードとの共同開発タイトル「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」として公表し、2026年の世界同時配信に向け鋭意開発を行っております。

当事業年度の売上高の状況については、前述の有力IPタイトル2本の新規開発が概ね想定どおりに進捗し、新規タイトル開発及び既存タイトル運営に係る開発・運営売上高は前年同期に対し増収となりました。一方で、2025年4月にグローバル展開を開始した「パンドランド」は、注力した繁体字圏の事前登録数が想定どおりに進捗したものの、広告獲得効率やユーザー継続率が想定を下回り、2024年6月に開始していた日本版とともに期初の想定を大きく下回る結果となりました。「クラッシュフィーバー」は、第4四半期に実施した10周年イベントが堅調に推移しましたが、前年同期に対して通期では減収となったことに加え、2024年3月にサービス終了した「ジャンプチ ヒーローズ」日本版及び繁体字版の減収影響もあったことで、会社全体では前年同期に対し減収となりました。

営業利益、経常利益については、2024年9月の「アリスフィクション」のサービス終了に伴うゲーム内通貨未消費分の収益認識があった一方で、「パンドランド」は運営費用の削減や広告宣伝費の見直しによる収支改善に取り組んだものの、売上高が大きく想定を下回ったことにより、会社全体の利益を大きく押し下げる結果となりました。また、売上高の減収影響に加え、来期からの利益成長フェーズに向けた成長投資を拡大させる方針のもと、先行投資として新規タイトル開発が進捗したことや、研究開発を始めとする成長投資約100,000千円を行ったこと等により、会社全体では赤字となりました。

当期純利益については、繰延税金資産を一部計上いたしましたが、営業利益、経常利益が赤字になったことにより、当期純損失となりました。

この結果、当事業年度の売上高は2,316,539千円（前期比5.4%減）、営業損失は129,648千円（前事業年度は営業利益121,002千円）、経常損失は153,522千円（前事業年度は経常利益113,242千円）、当期純損失は131,578千円（前事業年度は当期純利益92,261千円）となりました。

なお、当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

## **（2）設備投資の状況**

当事業年度における設備投資の総額は10,466千円で、その主な内容は、PC購入に係るものです。

## **（3）資金調達の状況**

運転資金として金融機関より300,000千円の借入を実施しております。

また、取引銀行を引受人として社債500,000千円を発行しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題及び対応方針は以下のとおりであります。

##### ① 魅力的なプロダクト・サービスの提供

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

また、当社は、《技術で世界のスキマ時間を夢に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、【THE JAPAN IP】を安心して託される唯一無二の会社になることを目指しています。そのため、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組むことにより、収益基盤の拡大と安定化を図ることが重要な課題であると考えております。

##### ② 海外市場展開の強化

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、近年、日本並びに世界のモバイルゲーム市場を取り巻く競合環境の変化が以前にも増して著しくなっております。その市場環境において当社が事業成長を進めていくためには、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社のプロダクト・サービスを提供していく必要があると考えております。

具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況等に鑑みて、今後もプロダクト・サービスの企画、開発、運営に取り組んでいく方針であります。また、当社単独での展開のみでなく、国内外の有力なパートナーとの協業による展開も積極的に推進し、リスクの低減を図ります。

##### ③ ゲームの安全性及び健全性の強化

モバイルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による高額課金問題等が社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体のガイドラインを遵守しております。

④ ユーザー獲得及びエンゲージメントの強化

当社が提供するタイトル・サービスのユーザー数の増加及び維持が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。そのため、既存プロダクト・サービスについてはユーザーからの継続的な愛着を醸成することを意識し、中長期にわたる安定運営による利益の維持を図っていく方針であります。新規タイトル・サービスについては、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに合った企画、開発、運営、並びに効果的なプロモーションを積極的に推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底し、収益力の向上を図ります。

⑤ 組織体制強化のための人材採用と教育

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。開発部門を中心に極めて高度な専門性を有する人材が必要であることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。また、従業員のモチベーションを引き出す人事評価制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

⑥ 内部統制及びコンプライアンス体制、リスクマネジメントの強化

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

⑦ システム基盤の強化

当社は、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、ユーザー数増加に伴うシステムの負荷分散や稼働状況の監視等の取り組みが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

#### ⑧ 技術革新への対応と生産性向上の取り組み

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、技術革新が常に行われており、先端的なテクノロジーを基盤にした新たなサービスやデバイス等の普及に伴う技術革新への対応を適時かつ適切に進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しており、継続的な対応を図っていく方針であります。

当社では、技術選定やワークフローの標準化、ナレッジの共有化を図るために開発基盤の整備を進めており、ゲーム開発における低コスト、短期間、高品質の実現を目指しております。また、バーチャルオフィスの定着、電子データを前提とした業務、リモートワーク環境補助、フレックス制度といったフルリモートワークに最適化された業務環境における当社の働き方をベースとし、AIの活用を全社的に推進することで、単なるコスト削減ではなく、プロダクトの品質向上に注力し、同じ人員・コストでよりクオリティの高いモバイルゲームの提供を目指してまいります。

#### ⑨ 財務基盤の安定化

当社は、収益基盤の維持・拡大とともに、費用対効果を慎重に検討し、各種コストの見直し及び必要な資金の確保を継続的に行うことで財務基盤の強化を図ります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                                    | 第 10 期<br>(2022年 8 月期) | 第 11 期<br>(2023年 8 月期) | 第 12 期<br>(2024年 8 月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 8 月期) |
|--------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                             | 3,422,040              | 3,464,236              | 2,449,916              | 2,316,539                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                  | △1,887,307             | △236,130               | 92,261                 | △131,578                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | △876.24                | △98.45                 | 36.26                  | △51.63                            |
| 総 資 産 (千円)                                             | 2,999,589              | 2,061,805              | 2,146,463              | 1,984,664                         |
| 純 資 産 (千円)                                             | 427,868                | 629,757                | 736,871                | 595,367                           |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社に重要な親会社及び子会社はありません。

### (7) 主要な事業内容

| 事 業               | 事 業 内 容             |
|-------------------|---------------------|
| モ バ イ ル ゲ ー ム 事 業 | モバイルゲームの企画、開発、運営、販売 |

(注) 2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

### (8) 主要な事業所

| 名 称    | 所 在 地   |
|--------|---------|
| 本社     | 愛知県名古屋市 |
| 東京オフィス | 東京都千代田区 |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 136名（2名） | 10名減（3名減） | 35.0歳 | 6年6ヶ月  |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行   | 420,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 333,344千円 |
| 株式会社あおぞら銀行  | 300,000千円 |

（注）上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数

普通株式 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

普通株式 2,598,212株（自己株式 48,656株を含む）
- (注) 事後交付型業績連動型株式報酬付与により、発行済株式の総数が3,800株増加しております。
- (3) 株主数

1,390名
- (4) 大株主

| 株主名                         | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------|----------|--------|
| 常川友樹                        | 376,200株 | 14.76% |
| Happy Elements 株式会社         | 350,000  | 13.73  |
| 石川篤                         | 225,300  | 8.84   |
| 久手堅憲彦                       | 105,600  | 4.14   |
| 西條晋一                        | 100,000  | 3.92   |
| ユニテッド株式会社                   | 90,300   | 3.54   |
| 楽天証券株式会社                    | 80,900   | 3.17   |
| 株式会社 SBI証券                  | 62,362   | 2.45   |
| LINE Ventures Japan有限責任事業組合 | 60,000   | 2.35   |
| JPMorgan証券株式会社              | 54,600   | 2.14   |

(注) 当社は自己株式48,656株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。持株比率は、自己株式（48,656株）を控除し、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

|               | 株式数    | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 3,300株 | 5名     |

- (注) 1. 当社は、2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入について決議しており、当該制度に基づき交付しております。
2. 上記には2024年11月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2025年8月31日をもって辞任した取締役1名に対して交付された株式も含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

| 地 位                                                                           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 C E O<br>(Chief Executive Officer)                              | 常 川 友 樹   |                                                                                 |
| 取 締 役 C O O 兼 C F O<br>(Chief Operating Officer<br>& Chief Financial Officer) | 佐 藤 彰 紀   |                                                                                 |
| 取 締 役 会 長                                                                     | 石 川 篤     |                                                                                 |
| 取 締 役                                                                         | 和 田 洋 一   | 株式会社マイネット社外取締役(監査等委員)<br>株式会社オープンアップグループ社外取締役<br>カバー株式会社社外取締役<br>株式会社クラシコム社外取締役 |
| 取 締 役                                                                         | 手 嶋 浩 己   | XTech Ventures株式会社代表取締役<br>株式会社LayerX取締役                                        |
| 常 勤 監 査 役                                                                     | 竹 島 由 美 子 |                                                                                 |
| 監 査 役                                                                         | 吉 島 彰 宏   | Y's Associates代表<br>株式会社日本動物高度医療センター社外取締役<br>(監査等委員)<br>株式会社トレタ取締役              |
| 監 査 役                                                                         | 岡 田 淳     | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー<br>セーフィー株式会社社外監査役                                       |

- (注) 1. 取締役和田洋一氏及び手嶋浩己氏の2名は、社外取締役であります。
2. 監査役吉島彰宏氏及び岡田淳氏の2名は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役竹島由美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年11月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、鷲見政明氏は任期満了により取締役CPOを退任いたしました。
5. 2025年8月31日をもって、久手堅憲彦氏は取締役CGOを辞任いたしました。
6. 当社は、取締役和田洋一氏及び手嶋浩己氏並びに監査役吉島彰宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## **(3) 補償契約に関する事項**

該当事項はありません。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

## **(5) 取締役及び監査役の報酬等**

### **① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### **1) 方針の内容**

当社の取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則として、経済情勢、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮したうえで、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

## 2) 当社の取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、固定報酬である役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」及び事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動報酬」により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給いたします。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内となっております。また、2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬枠についてご承認いただきましたが、2024年11月の当社取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を変更し、事後交付型業績連動型株式報酬の支給を取りやめております。

### a) 基本報酬

取締役の個人別の役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで決定をし、その額を12等分し毎月支給いたします。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給いたします。

### b) 業績連動報酬

業績連動報酬として支給する金銭報酬は、各事業年度の経常利益の1.25%に相当する額を、各取締役（社外取締役を含まない。）に対して、その役位、職責等を総合的に勘案して、当該事業年度の期初に算定した割合で配分し、当該事業年度末後の毎年12月に支給いたします。なお、業績指標につきましては、当社事業の特性や内容に照らし当社の業績を適切に表すものとして経常利益を選定いたしております。

### c) 報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

## ② 監査役の報酬等の内容

当社の監査役の報酬については、監査役会において監査役間の協議により決定し、基本報酬のみを支給しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分              | 対象となる<br>役員の員数 | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額    |        |            | 報酬等の総額                 |
|------------------|----------------|------------------------|--------|------------|------------------------|
|                  |                | 固定報酬                   | 業績連動報酬 | 非金銭<br>報酬等 |                        |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)     | 78,960千円<br>(12,000千円) | —      | —          | 78,960千円<br>(12,000円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)     | 18,240千円<br>(10,680千円) | —      | —          | 18,240千円<br>(10,680千円) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 11名<br>(5名)    | 97,200千円<br>(22,680千円) | —      | —          | 97,200千円<br>(22,680千円) |

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第4期定時株主総会において、それぞれ、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）となっております。
2. 2021年11月26日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度（対象取締役に対して当社普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権の各総額は年額240,000千円以内、交付する株式数は合計年15,000株以内）の導入について決議されておりますが、2024年11月の当社取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を変更し、事後交付型業績連動型株式報酬の支給を取りやめております。
3. 上記には、2024年11月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名（うち社外監査役1名）並びに2025年8月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
4. 当事業年度に係る業績連動報酬に関する金銭等の支給はありませんでした。
5. 上記支給額のほか、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して交付した事後交付型業績連動型株式報酬の過年度の費用計上額の調整額△6千円があります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先        | 当 社 と の 関 係                                                        |
|-------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 和 田 洋 一 | 株式会社マイネット          | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | 株式会社オープンアップグループ    | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | カバー株式会社            | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | 株式会社クラシコム          | 重要な関係はありません。                                                       |
| 取 締 役 | 手 嶋 浩 己 | XTech Ventures株式会社 | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | 株式会社LayerX         | 軽微な取引関係がありますが、重要な関係はありません。                                         |
| 監 査 役 | 吉 島 彰 宏 | Y's Associates     | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | 株式会社日本動物高度医療センター   | 重要な関係はありません。                                                       |
|       |         | 株式会社トレタ            | 重要な関係はありません。                                                       |
| 監 査 役 | 岡 田 淳   | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 | 兼職先に所属する同氏以外の弁護士から必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社と同事務所との間の取引額は僅少であります。 |
|       |         | セーフィー株式会社          | 重要な関係はありません。                                                       |

## ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主な活動状況及び<br>社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                  |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役 | 和 田 洋 一 | 当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、主にゲーム業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また、報酬委員会委員長として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。                           |
| 社外<br>取締役 | 手 嶋 浩 己 | 当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、主にインターネット業界及びベンチャーキャピタル業界での豊富な経営経験による深い知見から当社の経営全般に関する発言を行っております。また、報酬委員会委員として取締役の報酬等の客観性、合理性維持に貢献しております。          |
| 社外<br>監査役 | 吉 島 彰 宏 | 当事業年度開催の取締役会16回中14回、監査役会14回のすべてに出席し、取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識から意見を述べております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外<br>監査役 | 岡 田 淳   | 当事業年度開催の取締役会16回中15回、監査役会14回のすべてに出席し、取締役会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識から意見を述べております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。     |

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

このことから、当面の間は内部留保の充実に図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年一回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,730,094	流 動 負 債	724,907
現 金 及 び 預 金	1,255,186	買 掛 金	54,723
売 掛 金	310,064	1年内償還予定の社債	200,000
仕 掛 品	82,691	1年内返済予定の長期借入金	308,626
前 渡 金	13,096	未 払 金	118,570
前 払 費 用	32,398	未 払 費 用	1,500
そ の 他	36,656	未 払 法 人 税 等	9,378
固 定 資 産	254,570	前 受 金	13,209
有 形 固 定 資 産	23,431	預 り 金	18,859
建 物	10,224	そ の 他	39
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,207	固 定 負 債	664,390
無 形 固 定 資 産	116,666	社 債	260,000
運 営 権	116,666	長 期 借 入 金	398,878
投 資 そ の 他 の 資 産	114,471	そ の 他	5,512
投 資 有 価 証 券	0	負 債 合 計	1,389,297
関 係 会 社 株 式	1,000	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	82,238	株 主 資 本	595,367
そ の 他	31,233	資 本 金	575,708
資 産 合 計	1,984,664	資 本 剰 余 金	1,183,000
		資 本 準 備 金	1,183,000
		利 益 剰 余 金	△1,066,344
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,066,344
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,066,344
		自 己 株 式	△96,997
		純 資 産 合 計	595,367
		負 債 純 資 産 合 計	1,984,664

損 益 計 算 書

(2024年9月 1 日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		2,316,539
売上原価		1,833,460
売上総利益		483,079
販売費及び一般管理費		612,728
営業損		129,648
営業外収益		
受取利息	1,860	
為替差益	179	
ポイント還元	1,285	
その他の	40	
営業外費用		3,365
支払利息	12,525	
社債利息	3,296	
株式交付費	60	
社債発行費	11,039	
固定資産除却損	36	
その他の	280	
経常損		27,239
経常特別利益		153,522
新株予約権戻入益	7,650	
税引前当期純損		7,650
法人税、住民税及び事業税	3,267	
法人税等調整額	△17,560	
当期純損		145,872
		△14,293
		131,578

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月21日

ワンダープラネット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後藤 泰彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水越 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワンダープラネット株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月22日

ワンダープラネット株式会社 監査役会

常勤監査役 竹 島 由 美 子

社外監査役 吉 島 彰 宏

社外監査役 岡 田 淳

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 キングルーム



交通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

